

6-6-2 道路の整備方針

(1) 道路配置の基本方針

本市の道路網は、幹線道路による放射状道路、外環状道路、内環状道路からなる放射環状道路網を基本とし、通過交通進入低減による市街地環境の保全と、市外との連絡性を確保した利便性が高く効率の良い道路ネットワークの形成を図ります。

●放射道路

- ◇中心市街地地区から放射状に伸びる幹線道路です。
- ◇周辺地域と市街地の連絡や、市内の円滑な移動を担うとともに、中心市街地の交流拠点としての機能強化を図ります。

●外環状道路

- ◇市街地を取り囲むように配置される環状道路です。
- ◇人吉ICと接続し、放射状に広がる幹線道路を連絡することにより、効率的に通過交通を処理し広域道路網の機能向上を図るとともに、市街地への通過交通の進入を低減します。

●内環状道路

- ◇中心市街地を囲むように配置される環状道路です。
- ◇中心市街地の回遊性を向上するとともに、放射道路が接続することにより、周辺町村や市内各所から中心市街地への効率的な利用が可能となります。

(2) 道路整備の方針

市内の道路を、その機能により以下のように類型化し、それぞれについて整備方針を明らかにします。

また、類型によらず道路整備を行う際には、無電柱化を推進します。

橋梁については、長寿命化計画に基づき、まちづくり等における優先順位の中で整備改良あるいは架け替えを進めていきます。

表 6-1 道路類型

道路区分	道路機能とその対象	
主要幹線道路	道路機能	◇本市と他都市との都市間交通、通過交通等、比較的長いトリップの交通を大量に処理するため、高水準の規格を備えた広域道路。
	対象となる道路	◇広域的な交通を処理する九州自動車道、国道に加え、球磨川沿岸の市町村を連絡する主要地方道人吉水上線と、それらを連絡し通過交通を処理する外環状道路を主要幹線道路と位置づける。
幹線道路	道路機能	◇本市と周辺市町村、または市内の主要交通発生源を連絡し、主要幹線道路の機能を補完する域内骨格道路。
	対象となる道路	◇環状道路と放射状道路を形成する、主要地方道を含む県道、市道（都市計画道路）、および広域自動車交通の利用が多い国道445号の一部を位置づける。
補助幹線道路	道路機能	◇主要幹線、幹線道路を連絡し、市内の移動利便性を向上する近隣住区の集散道路。
	対象となる道路	◇主要幹線道路、幹線道路を連絡する市道（都市計画道路）を位置づける。
区画道路	道路機能	◇沿道宅地へのサービスを目的とした地域住民の利用を主体とした道路で、身近のコミュニティスペースとしても機能する生活道路。
	対象となる道路	◇主要幹線、幹線、補助幹線道路以外で自動車が通行可能な道路、沿道に建物が接道している道路等を位置づける。

●主要幹線道路(九州自動車道、国道、外環状道路)

- ◇本市と他の都市を結ぶ広域交通網として、利便性の確保と通過交通の効率的な処理を目指し、既存道路の規格改良を推進し交通機能の向上を図ります。
- ◇本市を訪れる来訪者が利用する道路であるため、シンボルロードとして位置づけ、市街地内においては本市らしい歴史や文化、自然を感じさせる道路景観整備を行い、自動車走行時の快適性の向上、市街地環境の向上と同時に、主要幹線道路を利用する来訪者に対して本市のイメージアップを図ります。
- ◇国道の市街地を通過する区間においては、歩行者・自転車の利用が見込まれるため、広幅員で段差のない歩道等を整備し、快適で安全性の高い歩行者空間を確保します。

【具体的な路線の整備方針】

- ◇内環状と放射道路の機能を担う(都)下林柳瀬線の整備を促進し、さらに今後の開発動向を見極めて区画道路等の基盤施設整備を計画的・効率的に行い、開発需要に対応する良好な市街地の形成を図ります。
- ◇工業団地へのアクセス道路でもある国道445号の整備を推進し、通過交通の効率的な処理を図ります。
- ◇国道219号、外環状道路等の開発促進等に伴う交通量の増大が想定される区間では、沿道環境の保全という観点からも歩道の拡幅や植栽の整備等、概成済み区間の整備を推進します。
- ◇鹿児島方面からのアクセス増加に対応出来る交通機能と来訪者を迎える道路景観を持つ道路として、さらには人吉駅に至る本市の玄関口としてふさわしい(都)人吉駅蓑野線の道路整備を推進します。

●幹線道路・補助幹線道路(国道445号、県道、市道(都市計画道路))

- ◇主要幹線道路を補完し、本市の骨格道路網を形成する幹線・補助幹線道路の新設、既存道路の規格改良を、その整備効果等を考慮し計画的、効率的に促進します。
- ◇通過交通を処理する環状道路は、市民のみならず本市を訪れる来訪者の利用も多いため、シンボルロードとして位置づけます。そして、市街地内においては本市らしい歴史や文化、自然を感じさせるような景観に配慮した整備を行うことにより、自動車走行時の快適性の向上、市街地環境の向上と同時に、幹線道路を利用する来訪者に対して本市のイメージアップを図ります。
- ◇市内道路網の骨格を成す環状道路の高規格化整備を推進します。
- ◇市街地では、歩行者・自転車の利用に配慮し、広幅員で段差のない歩道等を整備し、快適で安全性の高い歩行者空間を確保します。
- ◇未整備区間については、整備の実現性や効果等を考慮し、長期末着手となっている都市計画道路の見直しを検討します。
- ◇関係機関と協力しながら道路や橋りょうの維持補修や安全管理に努め、安全・安心な生活環境を確保します。
- ◇災害時の避難路としての機能が期待される市道については、令和2年7月豪雨後の検証等において整備改良が必要な路線として選定を行い、優先的に年次的な整備を進めます。

【具体的な路線の整備方針】

- ◇都市計画道路の(都)相良鬼木線は、基盤整備を土地区画整理事業等と一体的に行い、計画的、効率的に開発需要に対応する良好な市街地の形成を図ります。
- ◇(都)紺屋町南町線は、都市計画道路として求められている全市的な交通ネットワークの中で果たすべき役割について再考する一方、被災市街地復興推進地域における市街地の再建が進む中で、後年度、一定の用地買収等が発生する当該事業を実施する影響、さらには実施しないことがもたらす対象地域への影響について、都市計画事業としての制限や復興まちづくり全体の視点から再度検証を行います。
- ◇人吉西小学校、第二中学校等の通学路および村山公園へのアクセス道路である(都)瓦屋下城本線の整備を推進し、通学生の安全確保と公園の利用促進を図ります。

- ◇地区の開発候補地としての利便性を高め開発を促進するために、産業開発の基盤となると同時に、人吉IC方面から都市機能が集積するカルチャーパレス・スポーツパレス周辺へ外環状間をショートカットする移動利便性の向上等を支える道路として(都)下林願成寺線の整備を促進します。
- ◇概成済みの市道願成寺錦線については、橋梁の長寿命化計画に基づき曙橋の補修を推進します。また、人吉球磨サイクリングロードの一部に位置付けられていることから、利便性向上に努めサイクルツーリズムを推進します。
- ◇未整備の都市計画道路は、利便性の向上とゆとりのある市街地環境を実現するため、十分な幅員と緑豊かな落ち着いた道路景観を持つ幹線道路として整備を推進します。
- ◇史跡である人吉城跡内に(都)南泉田東間線、(都)麓矢黒線が計画されていますが、史跡の保存という観点も含めて、これらの計画の見直しを検討します。

●区画道路(市道等)

- ◇幹線、補助幹線道路へ連絡し、地区内発生集中交通の効率的な集散を図るため、区画道路が不足する区域への計画的な整備を推進します。
- ◇特に、用途地域内の低密度で基盤整備が遅れている地域に先行的・計画的に基盤となる区画道路を整備し、良好な宅地を供給するとともに、市街地内へ宅地開発を誘導して郊外へのスプロールを抑制します。
- ◇高齢者率の高い中心市街地においては、自動車に頼らない歩行で完結する町を目指し、道路のバリアフリーを推進するとともに、カラー舗装やブロック舗装等による道路空間の修景、休憩用のベンチの設置等により、魅力的な歩行空間の形成を図ります。
- ◇幅員4 mに満たない区画道路においては、建物のセットバック等により幅員4 mを確保し、住環境向上を図ります。
- ◇歩行者主体の生活道路、コミュニティ空間としての機能をまちづくりに活かすため、中心市街地や観光資源周辺等歩行者を主体とした道路整備が望まれる地域においては、自動車の走行速度を抑えた歩車共存道路を必要に応じて導入し、歩行者回遊性の確保と区画道路のコミュニティ空間としての機能向上を図ります。
- ◇住宅地内においては、その配置等により通過交通の進入を抑制し、必要に合わせて歩道、カーブミラー、街路灯等の整備を行うことにより、歩行者の安全性を確保し、生活道路として安心して歩ける道づくりを推進します。
- ◇歩道のない通学路においては、歩道整備を推進するとともに、未整備区間については路側帯を着色することで視覚的に歩行者空間の安全を確保します。
- ◇小中学校周辺の道路においては、『ゾーン30』を推進し、交通事故防止に繋がります。
- ◇歴史資源が多く残る落ち着いたゆとりのある市街地を実現するために、ゆとりを持った環境の区画道路を適切に整備します。

6-6-3 公共交通機関の整備方針

●鉄道

- ◇現在、運休となっているJR肥薩線および、くま川鉄道の早期復旧に向けて関係機関に働きかけるとともに、定期客や観光客の誘導など利用者の増加に向けた支援を図ります。
- ◇人吉駅は路線バス、乗り合いタクシーの乗り入れ、タクシープール、大型バスも利用できる駐車場や駐輪場も整備されており、交通結節点としての機能の保持に努めます。
- ◇鉄道駅を来訪者への情報発信基地として位置づけ、観光案内や情報端末・情報掲示板等の設置による情報発信機能を強化するとともに、隣接する鉄道ミュージアムとの連携強化に努めます。

●バス交通

- ◇今後の高齢社会に対応し、より利用しやすい交通機関として活用を図るため、市街地内の主要施設や、市街地外の主な集落を結ぶ通称『まめバス』や乗り合いタクシーの路線の充実を図り、交通空白地帯の解消を目指します。

●その他

- ◇災害公営住宅と公共施設や医療機関など拠点間を結ぶ自動運転車の導入やスマート公共交通の導入などにより、年齢や生活様式にとらわれない暮らしやすいコミュニティづくりを目指します。

6-6-4 歩行者空間の整備方針

■歩道ネットワークの構築

- ◇交通量の多い幹線・補助幹線道路における広幅員歩道の整備を推進し、自動車交通から分離された安全で快適な歩行者空間を確保します。
- ◇幹線道路で囲まれた、歩行者生活圏内に街区道路による歩行者ネットワークを構築し、高齢者、障がい者等も利用しやすいコンパクトな生活圏域の形成を図ります。

■安心して歩ける道づくり

- ◇通学路や交通事故多発箇所等において、カーブミラーやガードレール、道路標識等の交通安全施設の点検・整備を重点的に行い、危険箇所の解消に努めます。
- ◇市街地内や集落地へ街路灯を整備することにより、誰もが安心して歩ける道づくりを推進します。

■快適に歩ける道づくり

- ◇広幅員の歩道整備に加え、本市の歴史、文化を感じさせるような、環境にも配慮した落ち着いた色合いのカラー透水性舗装、街路樹等の景観整備、子供や高齢者が休憩できる屋根付きベンチの設置、歩道の段差解消による福祉機能の向上等を行うことにより、誰もが快適に歩ける道づくり、歩きたくなる道づくりを推進します。
- ◇本市の、歴史を踏まえ優位性を活かした回遊性を高める街並みづくりとして、交通拠点や観光施設を中心とした市街地のリノベーションや無電柱化を進め、公共空間の柔軟な利活用方策の検討や、規制の特例措置などの活用により居心地の良い歩きたくなるまちの形成を進めます。



図 6-9 交通体系整備方針図(市全域)

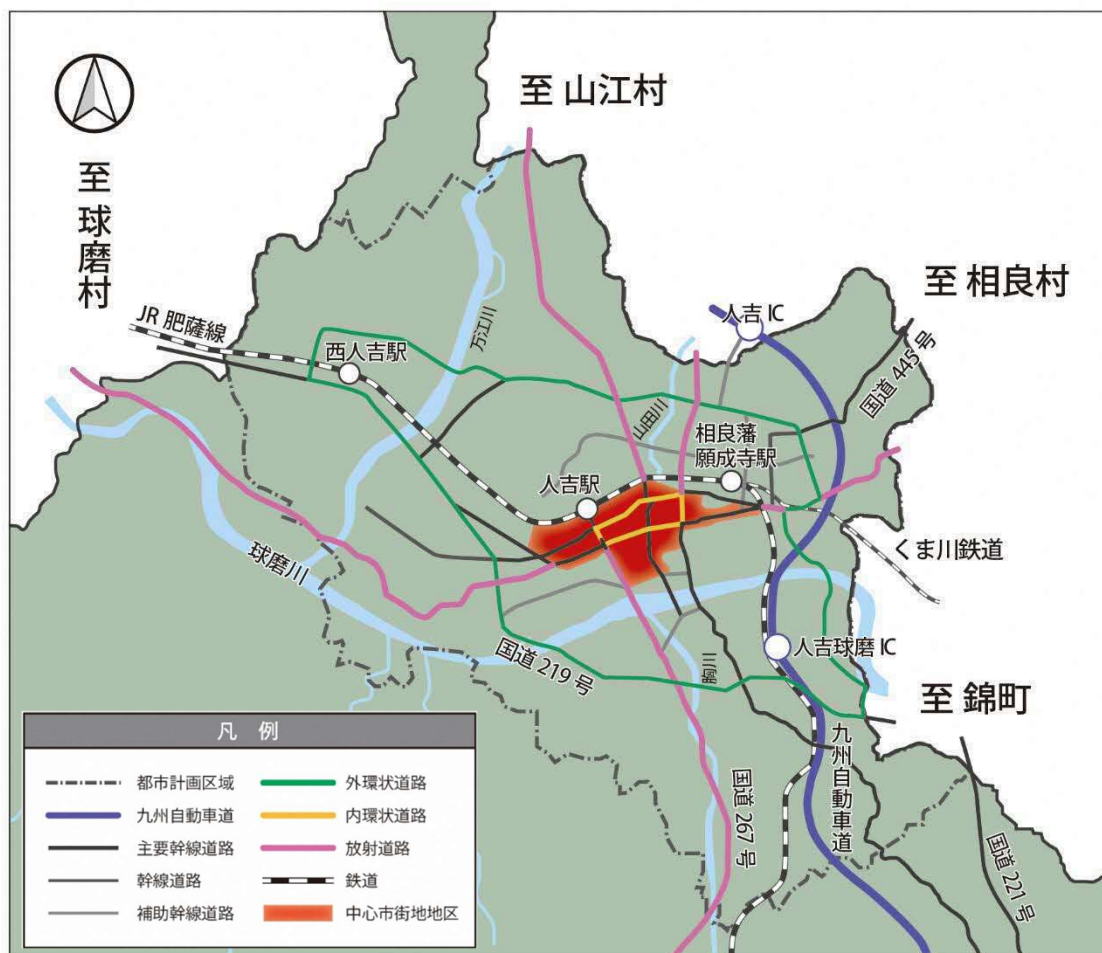


図 6-10 交通体系整備方針図(都市計画区域)

6-7 都市環境の保全・形成の方針

6-7-1 都市環境の保全・形成の基本方針

本市では、地球温暖化の抑制に向け、温室効果ガスの削減を進めるとともに、省エネルギー対策を推進していくため、「人吉市環境基本計画」において「自然環境と人間生活がともに輝く美しき千年都市ひとよし」を目指すことを環境像に掲げ、毎年環境審議会や市民に成果指標を公表しながら、様々な施策を推進しています。

今後とも、本市の環境像を実現するために、自然環境、生活環境などの各分野において、関係各課間の連携を図りながら施策を推進します。

また、計画的な土地利用と道路、公園等の都市基盤施設の整備を推進すると共に、本市の特性である豊かな自然と、歴史・文化を保全しながら、まちづくりに積極的に活用します。

そして、本市の「自然」「歴史・文化」と調和する「都市」への再生を目指し、市民が本市の良さを再認識して誇りに思えるような環境づくりを推進します。

6-7-2 自然環境や歴史・文化の保全・継承の方針

未来に残す本市の貴重な財産として、豊かな自然環境の保全を推進します。

また、同時に、住環境（快適性）の向上、本市らしいまちづくりへの積極的な活用を図るため、保全する自然と活用（開発）する自然を明確にし、保全と活用の両立を図ります。

- 城山風致地区は、人吉城跡、球磨川と合わせて人吉の原風景を形成する重要な景観資源として村山風致地区と共に今後も保全します。蓬萊山風致地区は住民との協議を踏まえて今後の土地利用規制のあり方を検討し、必要に応じて風致地区を解除する場合には緑地協定等を締結する等、緑の保全と活用の両立を図ります。
- 緑の景観、水源涵養、治山治水、大気浄化等、緑地が持つ多様な環境保全機能を維持するために、周辺の山地、市街地内の緑地等の保全、樹種の多様化等による緑地の質的向上、積極的・計画的な緑地の再生・拡大を促進します。
- 本市の歴史・文化を未来に継承するために、文化財、観光資源等の保全と周辺環境整備、それらを反映した街並みの整備等、来訪者に訴えるだけでなく市民が「ひとよし」を感じ、誇りに思えるようなまちづくりを行い、歴史・文化の継承に努めます。
- 球磨川河畔は、建物の高さや形態、色彩等において球磨川河川景観との調和に努めます。
- 球磨川や万江川は、流域の原風景ともいえる田園風景と調和するように、河川改修等の施設整備においては人工的な施設・資材を避け、自然材料の活用等により落ち着きと潤いのある河川景観の形成に努めます。
- 河川や水路の浄化を図り、水辺に近づけるような階段やポケットパークの整備等親しみやすい水辺づくりを積極的に行い、市街地環境の向上に活用します。

6-7-3 良好な都市環境の形成の方針

本市において実施する温室効果ガス排出の抑制等の取組を着実に実行することで、環境負荷の低減を図ります。

また、市民や事業者の環境に関する知識の習得や活用を支援することで、環境問題に関する意識の向上を図ります。

このように、市民、事業者との協働の取組を進めることにより、美しき千年都市づくりに努めます。

市民が誇りに思う美しいまちの創造や河川の美化については、様々な主体が取り組む「みんなで美しい人吉づくり」プロジェクトの推進や、本市の環境を理解し身近に感じるための様々な方法や情報の収集によって、市民各世代が環境活動（エコ活動）に参画しやすい状況をつくります。

- 道路整備における透水性舗装の導入、河川整備における多自然工法の導入等、施設整備においては自然環境への負荷が小さい施設構造、工法等の導入を推進します。
- 市街地に位置する村山公園には遊歩道の設置、樹種の転換等、魅力的な自然空間としての整備を検討します。
- 公共施設整備においては、幹線道路への街路樹整備や、公園、その他公共施設への積極的な緑の導入等により、まちなかでも本市の豊かな自然環境が感じられるよう配慮します。
- 市街地外のまとまった農地については原則、保全に努めます。
- 市街地内においては、生垣や植木の奨励等により、まちなかの緑化を促進します。
- 住宅の整備、再建にあたっては、国・県と連携して、停電時に太陽光発電により住宅内の電力を確保できる災害に強い住宅を推進し、ZEH（ゼロ・エネルギー・ハウス）や太陽光発電初期投資ゼロモデル住宅など、再生可能エネルギー住宅の導入を支援します。
- 市民の環境学習への参加促進や様々な環境活動への支援を検討します。

6-8 都市景観の形成の方針

6-8-1 景観形成の基本方針

本市には、豊かな自然環境としての緑の山々と絶え間なく流れる球磨川があり、相良文化の歴史を色濃く残す数々の文化財を有しています。

そのため、これらの自然環境や歴史性を景観形成に反映することが望まれます。

特に、水面輝く球磨川の流れと趣あふれる人吉城跡のたたずまいは、本市の象徴的景観であり、人吉原風景として市民のみならず市外から訪れる観光客等にも認知されています。

都市景観形成の方針は「景観計画」にもとづき、「美しき千年都市ひとよし」を目指し、次の景観形成の基本方針のもと施策を推進します。

【基本方針】

- ◇「川にかかる橋」を眺望の視点場とし、山並みと水辺が一体となった美しい風景をつくり、山並みへの眺望を大切にします。
- ◇地場の材料や職人の技術を活かして自然の力と調和した美しい風景をつくり、歴史性を目に見える形にします。
- ◇街の色彩を穏やかなものとするこゝで、祭りの衣装や道具の色が映える美しい風景をつくり伝統行事の美を高めます。
- ◇水辺や路地の修景・緑化を行い、訪問者が歩きながら楽しめる美しい風景をつくりまゝす。

6-8-2 全体的な景観形成の整備方針

本市では、全体的な景観形成の整備方針として土地利用の形態ごとに特徴づけられる景観を大きく「山林」「里山」「田園」「居住地」「河川」「交通」に区分し方針を定めます。

しかしながら、令和2年7月豪雨災害により、景色が一変したことから、今後各種復興事業・施策を行う中での景観の在り方について検証し、自然の恵みだけでなく脅威の観点を含め、さらなる景観計画の磨き上げを行い、景観行政を進めていきます。

●山林(主として都市計画区域外)

- ◇山林資源の適切な管理や維持によって、美しい山林風景の保全に努めます。
- ◇大野溪谷周辺や胸川沿いの原生林など、景勝地の風景を保護します。

●里山

- ◇市街地等から眺望され、里山の麓等で緑が連続する斜面緑地は、里山を特徴づける重要な要素であることから保全を図るとともに、太陽光発電設備など人工物の設置については景観上細心の注意をはらう必要があります。

●田園

- ◇農地は、耕作放棄地対策等とも連携させつつ、用水路沿いの施設・設備や施設園芸用の資材などが田園風景と調和するよう努めます。

●居住地

- ◇住宅市街地では、住宅及び居住関連施設と背景の山地・丘陵地や山の稜線が調和するよう努めます。
- ◇「地区計画」、「建築協定」、都市緑地法の「緑地協定」などにより、良好な環境や緑豊かな潤いのあるまちづくりを進めます。
- ◇中心市街地では、人吉城跡公園、城本公園（大村横穴群）の維持管理、鍛冶屋町通り街なみ環境整備を行い、歴史・文化と調和した良好な景観形成に努めます。
- ◇「復興まちづくり計画」と連動し、沿道建築物と一体となった歩いて周りたくなるような景観形成を目指します。

●河川

〈球磨川〉

◇中洲や川岸の緑を保全するなど対岸への眺望や川筋に向かっての山並みの眺望を美しく保ちます。

◇川沿いを散策できるルートを整備し、橋のたもとの空間を植樹・公園化することで、親水性を高めます。

〈球磨川の支川〉

◇川中や川沿いに繁茂した外来植物を除去する一方、梅花藻（バイカモ）などの在来植物を大切にします。

◇橋や堤防回りの定期的なメンテナンスや堆積土砂の除去を、管理者と協議を行いながら実施します。

●交通

〈主要なアクセス道路〉

◇市内の主要なアクセス道路は、沿道における緑化など景観に配慮します。

◇集落を結ぶ昔からの街道は、沿線に面する柵や塀の高さや位置を工夫して、歴史的な遺産や文化財などと調和した魅力的な景観を目指します。

〈集落や市街地内の小路や街路沿線〉

◇建造物の耐久性や美観に対する日頃の点検を行い、適切な更新・維持・修景に努めます。

◇公共施設や宅地等の敷地内のオープンスペースにできる限り緑化を行います。

◇隣接する建物と壁面線や高さをそろえる等、街並みの調和に配慮します。

6-8-3 景観計画に位置づけられた地区の方針

●景観形成地域

球磨川を軸とした球磨川河畔景観形成地域は、中心部への主要アクセスルートとなる織月大橋と曙橋で区画される範囲であり、日本遺産や景観資源が多数存在していることから、眺望への配慮と歴史・文化を感じ、地域の生産技術や職能への敬意にあふれた、歩いて楽しい風景づくりを基本方針として本市らしいまちなみ景観の形成を図ります。

●景観形成重点地区

青井阿蘇神社周辺は、本市の「風景の核」となる優れた景観要素が存在していることから、周辺の景観要素や水辺を結ぶ経路等を活用して、訪問者が回遊・散策することができる空間形成を目指します。

●眺望保全地区

青井阿蘇神社北側の地区（神社境内を含む）は、神社正面からの景観を構成する背景となるため、高さ制限等により視点場から「風景の核」への眺望を確保するよう努めます。

●伝統継承地区

おくんち祭り神幸行列が行われる範囲は、伝統的な行事が行われる際の背景となる要素が景観を阻害しないよう行為制限を行い、伝統的な風景が保たれ、文化が継承されるように配慮します。

●特定施設届出地区

国道219号・221号・県道人吉インター線沿道の区域は、届け出の徹底等により調和のとれた沿道景観の形成に努めます。

■景観形成方針図

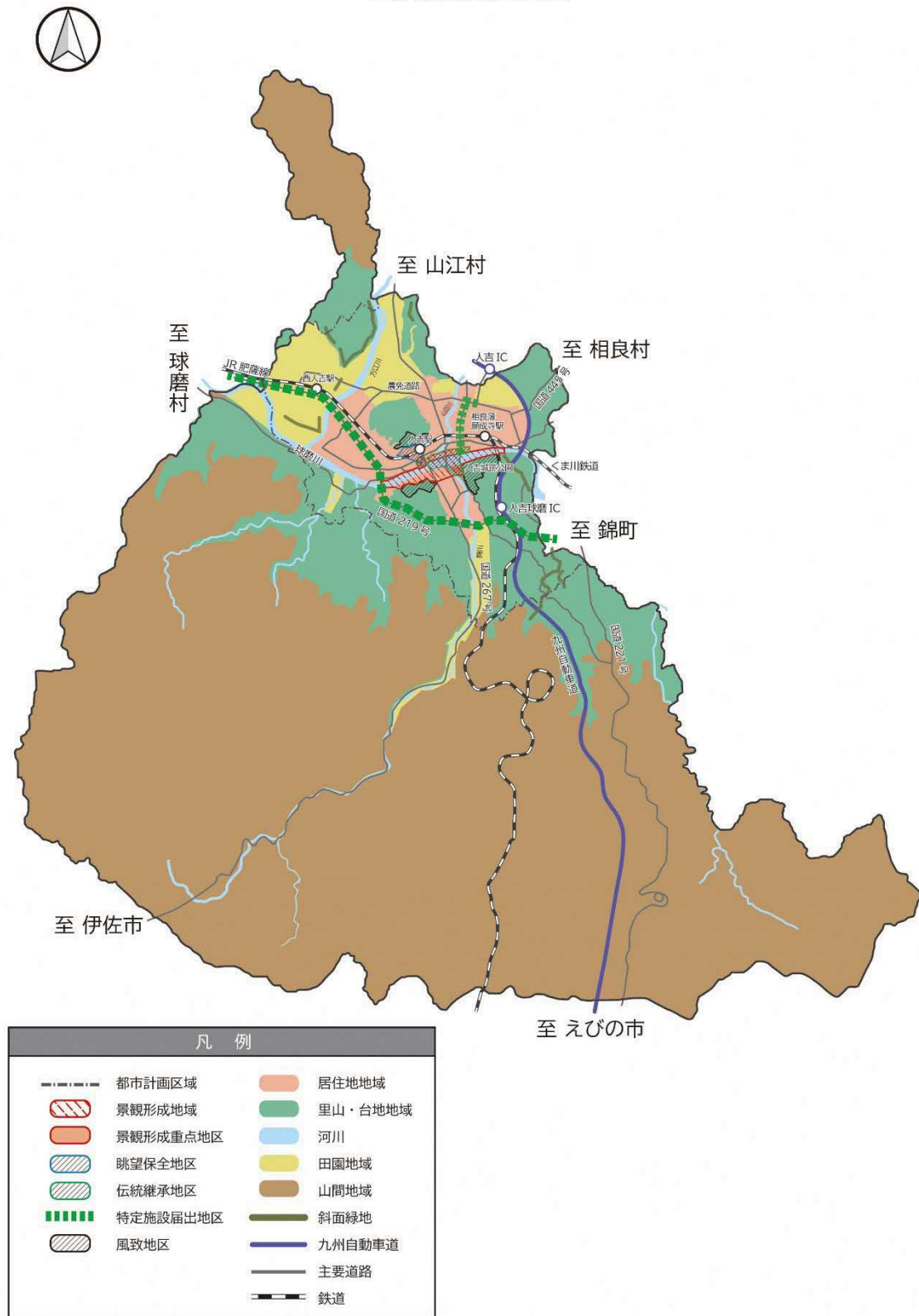


図 6-11 景観形成方針図(市全域)

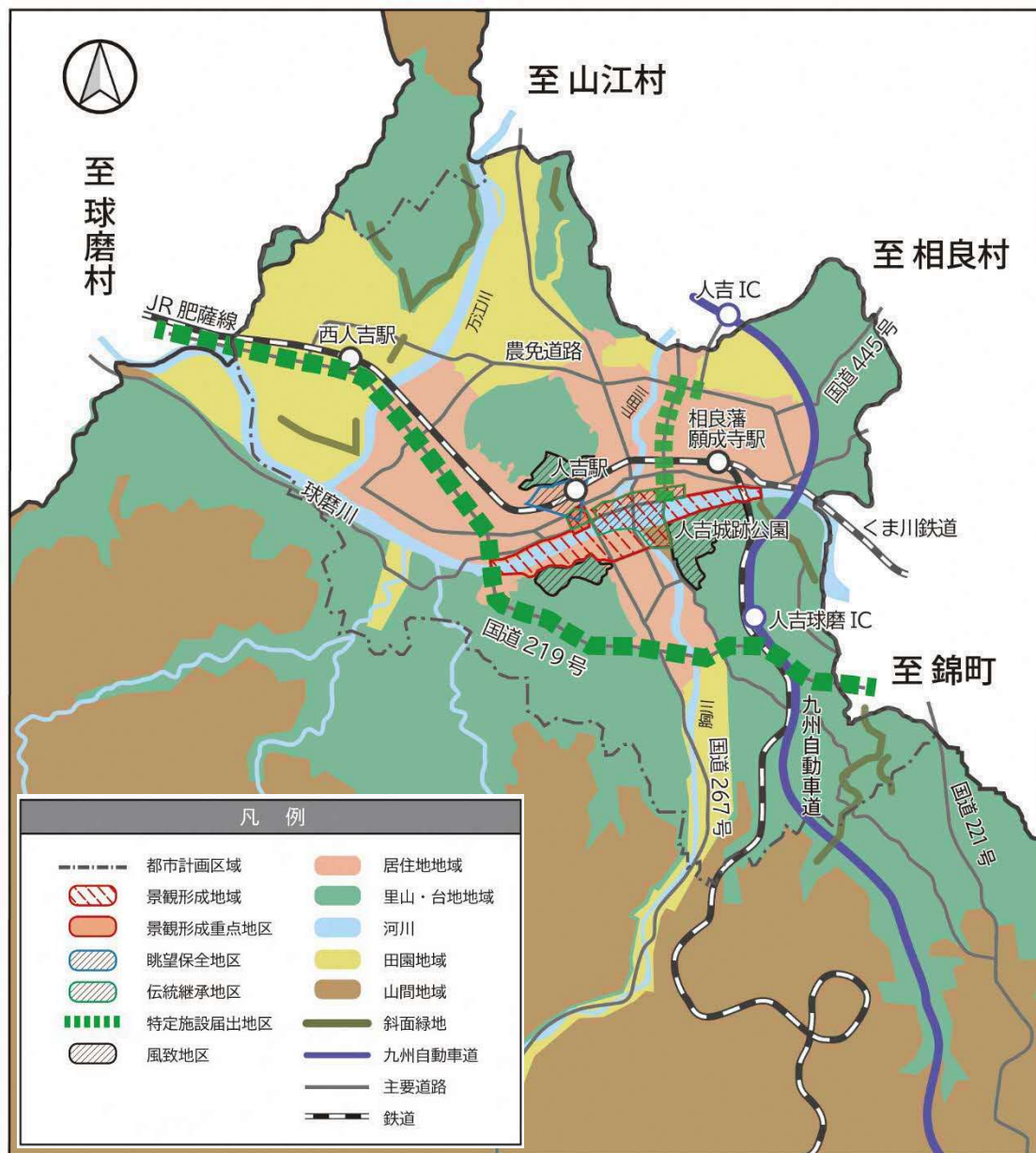


図 6-12 景観形成方針図(都市計画区域)

6-9 都市防災に関する方針

6-9-1 都市防災の基本方針

平成28年（2016年）4月の熊本地震の発生など、今後も甚大な被害が出るおそれのある大規模地震の発生確率が高まっています。

本市では、令和2年7月豪雨で球磨川及び支川の氾濫により尊い人命や暮らしが失われ、自然の脅威を多くの人が経験しました。

本市は、自然環境に恵まれている一方、同時に河川や山地における災害が発生しやすい地形条件を有しており、その影響は市民が多く暮らす市街地内にも及んでいます。

今後は、市民が安心して暮らせるような災害に強いまち、安全性の高いまちを目指し、防災効果の高い都市基盤施設整備をはじめ、災害多発箇所、危険性の高い箇所等の整備を推進します。

6-9-2 都市防災の整備方針

■風水害の予防対策

◇風水害の予防対策として、土砂災害の発生しやすい危険地域（箇所）、重要水防区域を有する河川、内水による浸水を生じやすい低地、排水不良地などにおいて国、県、関係機関と連携し、災害防止工事や治山事業、河川改修等の治水事業を推進します。また、今後も気候変動による水害の激甚化・頻発化が懸念されることから、従来の管理者主体の治水対策に加え、氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）までを一つの流域と捉え、流域に関わるあらゆる関係者（国、県、市、企業、住民）が協働し、流域全体で水害を軽減させる流域治水を推進します。

◇特に河川については、安全・安心な生活ができる環境整備に向けて、「球磨川河川整備計画」の推進を国や県に対して要望します。

◇新たな放水路の整備や排水機場、雨水貯留施設の設置など、国や県と連携して内水対策を検討します。

◇また、公共下水道の整備等により、市街地の排水機能を向上し水害の発生を防止します。

◇山林においては、山林の持つ保水機能を維持し洪水防止に資するように、山林の適正な管理に努めます。さらに、急傾斜地崩壊危険区域をはじめ、がけ地の崩壊、土石流、地滑り等の恐れがある区域については、区域内に立地する家屋の移転を促進するとともに、監視体制を確立します。

■地震災害の予防対策

◇建物が密集する市街地においては、住宅等建物の不燃化を促進するとともに、道路、公園等の都市基盤施設整備により市街地内に十分なオープンスペースを確保し、火災の延焼防止、消防活動困難地の解消等を図り、防災機能の強化を図るとともに、都市の防災性を高めるため、防火地域および準防火地域を適切に配置します。

◇市の「防災計画」に位置づけられた避難地とそこに至る効率的な避難経路の確保を目指し、道路幅員の拡幅等、避難路としての利用を想定した道路整備を行います。災害時の避難地・復旧活動の拠点として公園の利用を考慮し、耐震貯水槽や備蓄倉庫の整備等を備えた防災公園を適切に配置します。

◇細分化された宅地の統合や不燃化された共同建築物への建替えおよび公園、緑地、広場、街路などの公共施設の整備と有効なオープンスペースの確保を進めるために、市街地再開発事業や区画整理事業への検討を積極的に進めます。

■都市基盤施設の安全性の向上

- ◇道路は災害発生時の避難路、消防活動、救助活動の救援路として重要であり、広幅員道路は地震による火災発生時に延焼遮断帯としての機能があります。また、応急復旧活動期には救援物資や復旧資材の輸送路として重要です。このため、国道、県道、市道の各道路管理者は耐震性の診断や補修・補強など安全性、耐震性の向上に努めるとともに避難者の歩行に十分配慮した整備に努めるものとします。
- ◇上下水道等その他の公共施設においては、防災上問題のある箇所を調査し補修・補強を逐次行い、新設する施設については耐震性の強化等、防災効果の高い施設整備を促進します。さらに、民間事業者による電気、ガス、通信施設等のライフライン整備においては、耐震性の強化等、防災機能の向上に協力しこれらの推進に努めます。

■防災拠点等の整備

- ◇市庁舎は「防災センター」として、被災情報や避難情報など、重要な情報を一元的に把握するとともに、業務継続性に優れた庁舎として災害時も業務継続計画に沿って業務に取り組めます。
- ◇村山台地や石野公園・「道の駅人吉」といった浸水リスクが少ないエリアを活用し、大規模災害に備えた広域避難・支援拠点の形成を図るとともに、防災備蓄倉庫や非常用発電設備の整備等、防災拠点機能の強化に取り組めます。

■自助・互助・共助・公助の取組み

- ◇全国各地で相次ぐ自然災害などから、市民の防災や減災に対する意識は高く、地域防災力の強化が求められています。
- ◇今後、災害が発生した場合の被害を最小限にとどめるために、一人ひとりが手を携え、自助、互助、共助、公助による防災意識の醸成を図るほか、避難行動要支援者対策、自主防災組織の育成、防災教育等総合的な対策を図ります。また、防災訓練の実施や防災知識の普及啓発活動を通じて災害に備えます。

6-10 都市施設に関するその他の方針

6-10-1 少子高齢化に備えた福祉のまちづくり

■誰もが障がい無く暮らせるまち ～「ユニバーサルデザイン」の実践～

近年、本市においては急激に少子高齢化が進行しており、まちづくりにおいても各施設整備における福祉機能の向上とともに、それらが連携した総合的な対応により、子供から高齢者まで、あるいは障がいの有無に関わらず全ての市民が暮らしやすいまちを実現します。

一方、都市施設については既存施設のバリアフリーを促進するとともに、今後のまちづくり、施設整備において「ユニバーサルデザイン」を実践し、高度な福祉社会を構築します。

- 道路、公園等の公共施設や、病院や大型商業施設等の公共性の高い民間施設において、高齢者や障がい者の利用をはじめユニバーサルデザインの視点で問題のある箇所を調査し、障がい者用トイレの設置、移動経路上の段差の解消など施設のバリアフリー化を効率的に促進します。
- 行動圏の比較的狭い子供や高齢者、障がいの有無に関わらず豊かな暮らしが営めるように、公共交通機関の充実を図ります。同時に、身近な商店街の整備、街区公園等の機能拡充と整備促進等、基盤施設整備を促進し、歩いて生活ができるコンパクトにまとまった生活圏の形成を図ります。
- 既存公営住宅は、ユニバーサルデザインを導入した高齢者等向け住宅への改築、建て替え、統廃合等を居住者のニーズ等を考慮して適切に行い、居住水準の向上を図ります。

6-10-2 都市施設整備事業の実施方針

■自然環境に配慮した公共事業の実施

道路、公園、下水道等の都市基盤施設の整備は、その規模の大小や事業期間の長さから、自然環境や景観形成等、環境に与える影響が大きくなります。

そこで、本市の自然環境やゆとりある市街地環境を保全するためには、計画段階から事業実施に至るまで環境へ配慮し、周辺環境に与える影響の低減を図ります。

- 公共施設整備において周辺環境に影響を与える事が予測される場合は、環境影響評価やそれに準ずる調査・検討を行い、周辺環境に与える影響を把握するとともに、それらを考慮した計画の見直し等、計画変更・修正を検討します。
- 公共事業実施の際には、環境に配慮した事業計画、工法等を積極的に検討、採用し、事業による環境負荷の低減に努めます。

■地球温暖化の防止に向けた取組

地球温暖化は世界全体の課題であり、限られた資源の有効活用や既に利用された資源の循環活用や新たなエネルギーの開発・利用などにより、地球環境への負荷が少ない日常生活や事業活動に変換するよう努力する必要があります。

このため、事業者や市民と協働して地球温暖化対策を推進します。

- 公共施設の新築、改築時においては省エネルギー設備や、新エネルギー発電施設の設置に努めます。
- 屋上緑化、壁面緑化、グリーンカーテンなどの設置に努めます。

6-10-3 情報基盤施設整備方針

■高度情報化社会を実現するための情報インフラの整備

インターネットやスマートフォンなどICT（情報通信技術）は日々急速な発展を続けており、その情報通信基盤は市民生活や経済を支える社会の重要なインフラとなっています。

今後も、公共施設整備などにおいて情報基盤整備を推進し、大都市部との情報格差是正、市民生活の質的向上に努めます。

○光ファイバー等の全国的な高度情報ネットワークの整備に対応して、市内光ファイバー網や公共施設への情報端末の設置等、情報基盤整備を促進し、それらを用いた優良な行政サービスの提供を図ります。

■デジタル社会の実現に向けたICT等を活用したまちづくり

デジタル技術の進展によりデータの重要性が飛躍的に高まる中、国においては、デジタル庁が創設され、誰一人取り残されることなく、多様な幸せが実現できる社会を目指すため、デジタル社会の実現に向けた重点計画が策定されました。

本市においても、デジタルはあくまでも手段であるという前提のもと、ICT・IoT・人工知能（AI）、ビッグデータ等、さらに今後開発される新技術を活用し、デジタルの活用により地域課題の解決や地域経済の活性化・スマート化を図ります。

○国のデジタル関連計画等や「人吉市スマートシティ推進計画」とも連動し、デジタル化・スマート化に向けたデジタルインフラ整備、行政サービスの提供を推進します。

6-10-4 観光関連整備方針

■観光資源を活かすまちづくり

本市には人吉城跡に代表される史跡や、温泉等の観光名所、焼酎等の地場産品が多数存在し、市外から多くの観光客が訪れています。

少子高齢化による生産人口の減少に歯止めをかけ、まちに賑わいと活気を呼び起こすには、産業の振興と市外からの交流人口確保が必要となります。よって、本市の特性をまちづくりに反映し、観光資源の魅力を十分に楽しめるようなまちづくりを行い、重要産業である観光業の振興と、観光客増加による交流人口の確保を図ります。

○「人吉市景観計画」に即して、中心市街地における景観整備により本市らしい街並みを実現し、付近の温泉や球磨川（中川原公園）、人吉城跡と連携した観光資源整備により、本市の魅力向上を図ります。

○人吉城跡をはじめ武家屋敷（武家蔵）、温泉、永国寺、HASSENBA、球磨川の眺め等、観光資源が多数存在する人吉城跡周辺地域と、青井阿蘇神社周辺、JR 人吉駅周辺、クラフトパーク石野公園、村山公園、中川原公園、球磨川くんだり、蔵めぐり等の他地域の観光資源の連携強化を図り、それら観光資源と公共交通機関を利用し、歩行者観光ネットワークを構築します。あわせて、ネットワーク上に案内板、休憩用ベンチやポケットパーク等を整備し、観光施設間の歩行による回遊性を高め、観光地としての魅力向上を図ります。

○人吉温泉発祥の地である温泉町は、アクセス道路の整備を推進するとともに、観光地としての魅力向上を図るため、幹線道路から温泉施設に至る道路の修景、球磨川沿いの遊歩道等の整備を行います。さらに、建築協定や景観条例の制定等により、温泉地として情緒ある街並みの形成に努めます。

○既存の村山公園、人吉城跡公園、石野公園等の機能拡充により、観光地としての魅力の向上を図ります。

○球磨川流域のサイクリングロードとの連携強化やサイクルステーションの設置促進等により、サイクルツーリズムによる周辺地域と連携した地域の魅力向上を図ります。

6-10-5 その他の公共施設等の整備方針

■スポーツ・レクリエーション施設、文化施設等の充実

市民生活におけるゆとり指向や、余暇時間の増大による趣味の多様化等、価値観の変化に伴い、市民生活においても豊かさが求められています。スポーツ・レクリエーションや文化活動の需要に対応する魅力的な施設整備により、市民生活を豊かなものにするとともに本市を訪れる交流人口の確保を図ります。

- 市民の身近なレクリエーション空間となる公園の整備を促進するとともに、近隣公園や地区公園等ある程度の規模を持つ公園においては、本格的なスポーツにも対応できるような施設の導入を検討します。
- 史跡人吉城跡を総合的に理解するためのガイダンス施設は、本市の歴史・文化の発信拠点として機能拡充を図ります。
- 地域コミュニティの醸成を促進するため、集会所等を適切に配置、更新し、地域住民の交流促進を図ります。

■まちなか居住を促進する公営住宅の整備

人口の減少や地方財政の悪化、少子高齢化等の社会情勢を考慮し、今後のまちづくりにおいては、コンパクトシティ実現に向け市街地内に人口を誘導し、定住人口増加を図る必要があります。

市街地へ積極的に定住人口を誘導するためには、基盤施設整備促進による市街地の魅力向上および中心市街地のにぎわい創出による活性化を図ることが必要不可欠です。そのうえで、公営住宅を中心市街地およびその周辺に整備していくことで、人口増加を図ることが効果的と考えられます。

一方で、本市の公営住宅は地域の人口やコミュニティの維持、各小学校へのアクセスを確保するため、用途地域外縁部や用途地域外にも整備されています。

このような現状を踏まえたうえで、今後住宅政策と土地利用方針の整合を図り、まちなか居住を促進していきます。

- 利便性の高い中心市街地においては、その地域特性を活かし高齢者等および子育て世帯向けの公営住宅の整備を検討します。
- 既存公営住宅については、「人吉市公営住宅等長寿命化計画」に即して計画的、効率的な統合、改築・建て替え、改修、用途廃止を推進し、適切な維持管理のもと建物の長寿命化と住み良さの向上を図ります。